

城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書

城里町（以下「甲」という。）と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成28年7月21日付で締結された「城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書」（以下「原協定」という。）に基づき、甲が整備費用を予算化するにあたり、甲及び乙の責務の一部を定めるため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結するものとする。

（施設整備の費用）

第1条 甲は、原協定第2条第2項に基づき、旧七会中学校の跡地利用に係る整備費用を3.5億円として計画するものとする。

（グラウンドの管理）

第2条 甲は、年間を通して芝生を常緑に維持し、グラウンドを適切に管理運営するものとする。また、維持・管理運営に係る費用については、甲が全て負担するものとする。
2 乙は、グラウンドを優先的に使用することができることとし、乙が使用しない日時においては、芝生を良好な状態で維持するのに支障がない限り、甲は一般に使用させることができるものとする。ただし、一般に使用させるにあたっては、事前に使用方法、使用時間等を甲乙協議のうえ定めるものとする。

（グラウンド使用料の負担）

第3条 乙は、グラウンドの使用料として、甲に毎年50.0万円（税込）を支払うものとする。なお、支払時期及び支払方法等については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（グラウンドの使用期間）

第4条 乙は、10年間グラウンドを主たる練習場として使用するものとする。ただし、甲が適切な管理を怠った場合を除き、本覚書第3条に定める使用料を甲に10年間支払うものとする。

（連携事業等）

第5条 甲及び乙が、原協定第5条第4項の規定により、連携協力して行う事業は別表のとおりとする。

（協議）

第6条 原協定もしくは本覚書に定めのない事項又は原協定もしくは本覚書に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は、信義に基づき誠実に協議し、解決に努めるものとする。

本覚書締結の証しとして、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月24日

甲 東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
城里町長

上 遠野 修

乙 水戸市笠原町136番1号
株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
代表取締役

沼田 邦郎

用紙（第5条第4項関係）

提携事業について

事業内容
① サッカー大会（3回程度／年）
② サッカー教室（3回程度／年）
③ 全選手参加ふれあい会（2回程度／年）
④ 少年サッカー教室と選手参加ふれあい会（3回程度／年）
⑤ 自然体験（田植え、稲刈り各1回）
⑥ トレーニング室利用者への指導（1回／週）※1
⑦ 上記以外の事業については、甲乙協議するものとする。

備考

- (1) 指導費用については、1,000千円／年とし、詳細（実施日及び支払い方法）その他については、契約において規定する。